

地域建設業経営強化融資制度の取扱いについて

「地域建設業経営強化融資制度」については、平成28年3月31日までの時限措置としておりましたが、この度、国土交通省の同制度が平成33年3月31日まで延長されたことに伴い、本市も同様に平成33年3月31日まで延長することといたしましたのでお知らせいたします。

また、国土交通省が実施している電子記録債権を利用した資金調達方法についても追加しましたので併せてお知らせします。

本市制度を定めた「地域建設業経営強化融資制度による債権譲渡承諾に関する取扱要綱」は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」に掲載しておりますのでご覧ください。

○改正内容

- ・地域建設業経営強化融資制度の運用期間を平成33年3月31日までとします。
- ・電子記録債権を利用した資金調達方法を追加します。

○改正年月日

平成28年4月1日

○制度の概要

① 地域建設業経営強化融資制度の運用期間

平成20年12月19日から平成33年3月31日まで

② 対象となる建設事業者

本市が発注した工事を受注・施工している中小・中堅元請建設事業者

※中小・中堅元請建設事業者とは、原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は従業員数1,500人以下の元請建設事業者とします。

③ 対象となる工事

本市が発注した工事で、出来高が2分の1以上のもの。ただし、一部対象外となる工事があります。

調整係・土木契約係・建築契約係 担当
電話 044 - 200 - 3695、2098、2100